

横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領

施行 平成 16 年 1 月 1 日
最近改訂 令和 3 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、本市が施行する建設工事に伴い排出する木くずの処理及び再生材又は再生資材の生産を行う施設を有する事業者の登録に関する事務手続等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木くず 本市が施行する建設工事に伴って生じた廃木材（伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除く）をいう。
- (2) 再生材 木くずを再利用する目的をもって、加工生産したもので、畜舎等の敷料用チップ、マルチング材、木炭及び燃料用チップ等をいう。
- (3) 再生資材 木くずを再利用する目的をもって、加工生産し、製品を製造するための原材料となるもので、製紙原料用チップ、ボード原料用チップ等をいう。
- (4) 再資源化施設 再生材又は再生資材を生産する施設をいう。
- (5) 登録事業者 第 4 条（第 8 条第 2 項及び第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録（以下「登録」という。）を受けた事業者をいう。
- (6) 登録施設 登録を受けた再資源化施設をいう。
- (7) 申請者 第 3 条、第 8 条第 1 項及び第 8 条の 2 第 1 項に基づく申請書を提出した者をいう。

(登録の申請)

第 3 条 登録を受けようとする者は、木くずの再資源化事業者登録（更新）申請書（第 1 号様式）に、別表 1 に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の基準)

第 4 条 市長は、申請者及び登録を受けようとする再資源化施設について、次の各号に適合していると認めるときは、登録するものとする。

- (1) 再資源化施設が神奈川県内にあり、申請者はそれを有する法人であること。
- (2) 木くずについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）（以下「法」という。）第 14 条第 6 項の許可を受けており、かつ、それに許可条件が付されている場合は、その条件に適合していること。
- (3) 再資源化施設について、法第 15 条第 1 項に基づく許可、法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項の許可又は法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 6 第 1 項に基づく認可を受けていること。ただし、法第 15

条第1項に基づく許可の対象とならないものについてはこの限りでない。

- (4) 木くずについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第6条第1項第2号に定める基準に適合した再生及び保管が行われていること。
- (5) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化不可能な木くずを除き、受け入れた木くずをすべて再生材又は再生資材を生産するための原材料としていること。
- (6) 生産した再生材又は再生資材の安定的な需要先が確保されていること。
- (7) 受け入れた木くず、生産した再生材及び再生資材の保管場所が十分に確保され、品目ごとに適正に保管されていること。
- (8) 申請者は、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 廃棄物の処理に関して、本市等の行政庁から命令・勧告等の処分を受け、その是正の日から2年を経過しない者
 - イ 第13条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ウ 登録の手続等に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

（登録証の交付等）

- 第5条 市長は、登録をするときは木くずの再資源化事業者登録証（第2号様式）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。なお、前条各号のいずれかに該当せず登録ができないときは、登録ができない旨を、理由を付した書面により申請者に通知するものとする。
- 2 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 登録証の有効期間内に営業を廃止したとき。
 - (2) 第13条の規定により登録を取り消され又は登録の効力を停止されたとき。
 - 3 登録事業者は、登録証を破損又は汚損したときは、これを市長に返還し、登録証の再交付を受けることができるものとする。
 - 4 登録事業者は、登録証を紛失したときは、市長にその旨を書面で届け出たうえでその再交付を受けなければならない。

（登録事業者の公表）

第6条 市長は、登録事業者をホームページ等で公表するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、3年以内とする。

（登録の更新）

第8条 登録事業者は、登録の有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとするときは、その満了の日の90日前から60日前までの間に、木くずの再資源化事業者登録（更新）申請書（第1号様式）に、別表1に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条から前条の規定は、登録の更新について準用する。

(登録施設の移転等)

第8条の2 登録事業者は、登録施設を移転又は再資源化施設の追加をしようとするときは、木くずの再資源化事業者登録(更新)申請書(第1号様式)に、別表1に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条から第7条の規定は、登録施設の移転等について準用する。

第9条 削除

(登録事業者の責務及び遵守事項)

第10条 登録事業者は、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 法、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月25日横浜市条例第58号)、同施行規則(平成15年3月7日横浜市規則17号)及びその他関係規定に基づく市長の指示に従い、誠実に木くずの処理を行うこと
- (2) 正当な理由がない限り、木くずの受入れを拒まないこと
- (3) 受け入れた木くずを適切な方法をもって正確に検収するとともに、適正に再生及び保管すること
- (4) 再生材及び再生資材の品質及び規格等について需要先の受入基準に従い誠実にこれを管理し、確実なりサイクルに資すること

(受入及び搬出状況の報告)

第11条 登録事業者は、登録施設での木くずの受入量及び搬出量を木くず受入・搬出状況報告書(第3号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は毎年度4月1日から4月30日までの間に、前年度分の木くずの受入量及び搬出量について報告するものとする。

(変更の届出)

第12条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事項変更届出書(第4号様式)に、別表2に掲げる図書を添えて、同表に掲げる期限内に市長に届け出なければならない。

- (1) 登録事業者の所在地、商号、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 登録施設の敷地、機械類、保管場所等を変更したとき。
- (3) 登録施設の技術管理者又は産業廃棄物処理責任者を変更したとき。
- (4) 登録事業者及び登録施設の電話番号及びその他連絡先を変更したとき。
- (5) 登録施設の再生材又は再生資材の需要先に変更があったとき。
- (6) 登録施設の木くずの受入基準に変更があったとき。
- (7) 登録施設の法第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業許可証の内容に変更があったとき。又は法第14条の2に基づき変更の許可を受けたとき。
- (8) 登録施設の法15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可証の内容に変更があったとき。又は法第15条の2の6に基づき変更許可を受けたとき。

(廃止又は休止の届出)

第12条の2 登録事業者は、登録の有効期間内に登録施設での営業の廃止又は

休止をしようとするときは、速やかに登録事業者廃止・休止届出書（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6か月を超えない期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- （1）登録事業者が第4条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- （2）登録事業者が第10条各号のいずれかについて遵守していないとき。
- （3）登録事業者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、登録を取り消し、又は登録の効力を停止したときは、その旨を書面により登録事業者に通知するものとする。

（疑義）

第14条 この要領について疑義が生じたときは、協議のうえ本市の指示によるものとする。

付 則

（施行期日）

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

別表 1

申請書に表に掲げる図書を添付したものを**2部**（正本1部、副本1部）提出してください。

※副本に添付する図書はコピーしたもので可

	添付図書名	備考
表紙	木くずの再資源化事業者登録(更新)申請書	様式第1号を使用し、記載例を参考に作成してください。
(1)	商業・法人登記事項証明書	申請日から3か月以内の全部事項証明書を添付してください。
(2)	定款又は寄付行為の写し	
(3)	第4条第2号に係る許可証等の写し	産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。
(4)	再生材及び再生資材の品目の一覧	再生材及び再生資材ごとの具体的な品目名(例:燃料チップ、製紙原料等)を記載した書面を添付してください。
(5)	再資源化施設の物資収支を示す図書	木くずの受入量と再生材及び再生資材の出荷量の内訳を示す図書を、参考様式第1号を例に作成してください。 記載の対象は申請年度の前年度分です。
(6)	木くずの再生材又は再生資材の需要先となる事業所との受入れに係る契約書の写し	上記(5)の図書を作成するにあたり、最終的な利用者まで記載する必要があるため、商社との契約書については最終的な利用者について記載されていることが望ましい。
(7)	木くずの受入基準	参考様式第2号を例に作成してください。
(8)	塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化不可能な木くずが混入した場合、当該木くずが適正処理されていることを示す書面	木くずの受入時に左記に示すものが混入している場合の対応や、それを処分する場合の処分方法等を記載したものを添付してください。 また、その処分先が既に決まっている場合は処分先を明記してください。 ※処分先について産業廃棄物処理委託契約書の写しや産業廃棄物処分業許可証の写し等の添付を求めることがあります。
(9)	再資源化施設に関する図面等 ① 位置図 ② 再資源化施設の建物平面図 ③ プラントの配置図 ④ 保管場所の構造図 ⑤ 保管量計算書 ⑥ 工場の写真等	① 位置図について 再資源化施設の位置を示す図面。縮尺1/1500程度(縮尺は目安であり施設規模により変更してください) ② 再資源化施設の建物平面図について 木くずの処理に係る木くず、再生材及び再生資材の置場、破碎機等の位置を明示した建物平面図を添付してください。(事務所棟などの図面は不要です。)③の図面と合わせたもので可。 ③ プラントの配置図について 木くずの受入れから処理後までの保管場所、破碎機、磁選機及びコンベヤ等の一連の配置を示

		<p>したものを添付してください。</p> <p>④ 保管場所の構造図について 木くず並びに再生材及び再生資材の保管場所の構造図を添付してください。</p> <p>⑤ 保管量計算書 木くず並びに再生材及び再生資材の保管量を計算したものを、根拠図等含めて作成してください。</p> <p>⑥ 工場の写真等について 産業廃棄物の保管に関する掲示板、木くずの保管場所、再生材及び再生資材の保管場所、破碎機、再資源化施設に係る建屋の外観の写真を添付してください。</p>
(10)	プラントを構成する機械類の明細	<p>プラントを構成する機械類の処理能力、形式等を示したもの(能力や寸法等が確認できる仕様書、パンフレット等)を添付してください。</p>
(11)	技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の名簿並びに品質管理方法	<p>技術管理者及び廃棄物処理責任者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術管理者は法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。 ・産業廃棄物処理責任者は法第 12 条第 8 項に規定するものをいう。 <p>参考様式第 3 号を例に作成してください。</p>
(12)	その他市長が必要と認める書類 (委任状等)	<p>登録の審査にあたり、必要な範囲で追加図書を求めることがあります。</p>

別表2

変更届出書に表に掲げる図書を添付したものを**1部**提出してください。

※お控えが必要な場合は、必要な部数を別途ご用意ください。

【届出期限について】

変更内容	提出期限
12条5号以外の変更 (商号、代表者、受入基準等の変更)	変更があった日から30日以内
12条5号の変更 (再生材又は再生資材の需要先の変更)	変更があった日から6か月以内

【添付図書について】

変更内容	添付図書名	備考
各号共通	登録事項変更届出書	第4号様式を使用してください。
	委任状	代理者が提出する場合のみ添付してください。
12条1号	定款又は寄付行為の写し 商業・法人登記事項証明書	定款又は寄付行為の写しについては変更がない場合、添付は不要です。
12条2号	再資源化施設に関する図面等のうち変更があるもの	再資源化施設に関する図面等については別表1(9)参照。
12条3号	技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の名簿	
12条4号	木くずの受入基準 等	連絡先が記載されている図書で、変更があったもののみ添付してください。 申請書に記載の連絡先のみ変更する場合は変更届のみ提出してください。
12条5号	木くずの再生材又は再生資材の需要先となる事業所との受入に係る契約書の写し	需要先が減る場合、添付は不要です。
12条6号	木くずの受入基準	
12条7号	第4条第2号に係る許可証等の写し	
12条8号	第4条第3号に係る許可証等の写し	

第1号様式

木くずの再資源化事業者登録（更新）申請書

年 月 日

横 浜 市 長

【申請者】

商号又は名称

代表者氏名

所在地

電話番号

横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領第3条に基づき、木くずの再資源化事業者登録（更新）申請書を下記の図書を添えて提出します。

【登録を受けようとする再資源化施設】

施設所在地

施設名称

施設責任者

施設連絡先（電話番号）

- (1) 商業・法人登記事項証明書
- (2) 定款又は寄付行為の写し
- (3) 第4条第2号に係る許可証等の写し
- (4) 再生材及び再生資材の品目の一覧
- (5) 再資源化施設の物資収支を示す図書
- (6) 木くずの再生材又は再生資材の需要先となる事業所との受入れに係る契約書の写し
- (7) 木くずの受入基準
- (8) 塗料や接着剤又は薬品の付着等により再資源化不可能な木くずが混入した場合、当該木くずが適正処理されていることを示す書面
- (9) 再資源化施設に関する図面等
- (10) プラントを構成する機械類の明細
- (11) 技術監理者及び産業廃棄物処理責任者の名簿並びに品質管理方法
- (12) その他市長が必要と認める書類（委任状等）

第2号様式

登録番号 第 号

木くずの再資源化事業者登録証

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

登録施設

名称

所在地

横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領
第4条に基づき、木くずの再資源化事業者として登録
します。

登録有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

横浜市長

印

第3号様式

木くずの受入・搬出状況報告書

年 月 日

横浜市 長

【報告者】

商号又は名称

代表者氏名

所在地

電話番号

横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領第 11 条に基づき、木くずの受入・搬出状況を報告します。

【木くずの受入状況】

報告対象年度

年度

木くずの種類	受入量 [トン]
合計…①	

【再生材・再生資材の搬出（生産）状況】

再生材・再生資材の品目	搬出（生産）量 [トン]
合計…②	

【再資源化不可能な木くずで別途処分したもの】

処分先	処分方法	処分量 [トン]
合計…③		

【合計①≠（合計②+合計③）となる場合の理由】

[理由記入欄]

※表の記入欄等が不足する場合は別紙を添付してください。

第4号様式

登録事項変更届出書

年 月 日

横 浜 市 長

【届出者】

商号又は名称

代表者氏名

所在地

電話番号

横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領第12条に基づき、登録事項変更届出書を下記の図書を添えて提出します。

変更事項	変更前	変更後

添付図書

- ・
- ・
- ・
- ・

第5号様式

登録事業者廃止・休止届出書

年 月 日

横浜市 長

【届出者】

商号又は名称

代表者氏名

所在地

電話番号

横浜市 木くずの再資源化に関する事務取扱要領第12条の2に基づき、登録事業者廃止・休止届出書を提出します。

該当する届出事項に○をしてください。

該当事項に○	届出事項
	木くずの再資源化事業者登録を廃止します。
	木くずの再資源化事業者登録を休止します。

該当する届出事項の欄に記載してください。

廃止する場合の記載事項	
廃止日	年 月 日
廃止理由	
休止する場合の記載事項	
休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※
休止理由	

※休止期間は登録証にある有効期限内の期間で記載してください。